

# 国際課税のケース・スタディ

## 外国で移転価格課税を受けた場合の更正の請求の適用

### 〔事例〕

内国法人甲社は、A国に100%子会社R社を所有している。R社は、A国において税務調査を受け、甲社とR社間の移転価格が問題になり、A国において法人税の追徴を受けることとなった。したがって、甲社は、日本においてその所得が減額されて、法人税の還付を受けたいと考えているが、日本とA国間に租税条約が締結されていることから、相互協議の申立てを行う予定である。仮に、相互協議に相当の時間がかかり、更正の請求の期間制限である1年を経過する場合、更正の請求は認められないのか。また、還付加算金はどのようなのか。

### 〔ポイント〕

- ① 更正の請求と相互協議の関連
- ② 対応的調整と還付加算金

### 〔検討〕

#### 1 更正の請求と相互協議の関連

本事例では、A国における移転価格課税の内容が不明であるが、内国法人甲社がR国に販売した有形資産の価格が、独立企業間価格よりも過大であったか、あるいは甲社がR社に請求した使用料等の金額が、独立企業間価格よりも過大であったような場合等を想定すると、R社は、A国におい

て増額更正を受ける一方、内国法人甲社は、R社との関連者間取引により得た所得を日本においてすでに申告納税していることから、甲社の所得が減額され、法人税の還付を受けないと、国際的な二重課税が生じることになる。

このような場合、A国と日本の間に租税条約が締結されていることから、通常、甲社及びR社は、それぞれの国の権限ある当局に相互協議の申立てを行うことになる。また、R社は、A国における課税処分に対して、不服申立てを行うことも可能である。一般的に、相互協議の申立てが認められて、相互協議が、日本とA国との間で開始されたとしても、その協議の時間的制限が定められていないことから、合意に至るまでに相当の時間を要することも考えられる。

一方、日本の国内法として、国税通則法第23条第1項において、納税申告書を提出した者は、当該申告書に係る国税の法定納期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることが認められている。ただし、同条第2項第3号に、その他当該国税の法定納期限後に生じた政令で定めるやむを得ない理由があるときは、当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内に更正の請求ができることが規定されている。

このやむを得ない理由については、国税通則法施行令第6条に列挙されているが、同条第1項第4号に、わが国が締結した所得に対する租税に関

